見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱 平成14年3月29日 告示第48号

(目的)

第1条 この要綱は、<u>低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者</u>(以下「低所得者等」という。)が介護保険サービスを利用することを促進するため、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する助成金の交付について、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)の(別添2)社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(以下「国要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 軽減対象介護保険サービス 国要綱3(2)に規定する介護保険サービスをいう。
 - (2) 社会福祉法人 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。
 - (3) 利用者負担 軽減対象介護保険サービスに係る利用者の負担をいう。 (対象者)
- 第3条 利用者負担の軽減の対象となる被保険者(以下「対象者」という。) は、<u>市民税が世帯非課税</u>であつて次の各号に掲げる者のうち、生計が困難であると市長が認めたもの及び生活保護受給者とする。
 - (1) 次に掲げるすべての要件を満たす者(第3号に該当する者は除く。) ア 世帯の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。)の年間収入額が、単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

- イ 預貯金等の総額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごと に100万円を加算した額以下であること。
- ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- オ 介護保険料を滞納していないこと。
- (2) 前号に掲げる要件すべてを満たし、老齢福祉年金受給者である者
- (3) 旧措置入所者であつて利用者負担割合が5%以下の者 (実施者)
- 第4条 利用者負担の軽減を実施しようとする社会福祉法人は、新潟県が定めるところにより、その旨を新潟県知事及び市長に届け出なければならない。
- 2 利用者負担の軽減を実施しようとする指定居宅サービス事業者は、その旨を 別記第1号様式による社会福祉法人等における利用者負担軽減申出書を市長に 提出しなければならない。

(軽減確認の申請)

第5条 利用者負担の軽減を受けようとする被保険者は、対象者に該当すること について、別記第2号様式による社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請 書を市長に提出し、確認を受けなければならない。

(確認証の交付等)

- 第6条 市長は、前条の申請があつたときには、これを<u>審査し対象者に該当するかどうかを確認</u>し、その結果を別記第3号様式による社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書により通知するとともに、対象者には別記第4号様式(生活保護受給者である場合は別記第4号様式の2)による社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(以下「確認証」という。)を交付するものとする。
- 2 確認証の有効期間は、申請の日の属する月の初日から翌年の7月末日(申請の日が1月から7月までの間であるときは、その年の7月末日)までとする。 (軽減の実施)
- 第7条 確認証の交付を受けた者は、利用者負担の軽減を受けようとする場合 は、軽減対象介護保険サービスを受けるときに、第4条の届出をした社会福祉 法人又は指定居宅サービス事業者(以下「社会福祉法人等」という。)に確認

証を提示しなければならない。

2 確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、対象者に対して利用者負担の軽減 を行うものとする。

(軽減の対象)

第8条 利用者負担の軽減は、国要綱3(2)に規定する費用について行う。ただし、第3条第3号に該当する者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担の額に限り、生活保護受給者については、個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担の額に限るものとする。

(軽減の割合)

- 第9条 社会福祉法人等が利用者負担を軽減する割合は、4分の1 (老齢福祉年 金受給者は2分の1)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者の利用者負担の軽減は、全額行うものとする。

(確認証の返環)

第10条 確認証の交付を受けた者は、対象者に該当しなくなつたときは、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(助成金の額等)

- 第11条 市長は、社会福祉法人等が低所得者等に対する利用者負担の軽減を実施したときは、当該社会福祉法人等に対し、次の各号に掲げる軽減対象介護保険サービスの区分に応じ算定した合計額を補助金として交付するものとする。 なお、この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。
 - (1) 次号のサービスを除く軽減対象介護保険サービス 社会福祉法人等が 利用者負担を軽減した総額のうち本来受領すべき利用者負担の総額(対象者 以外も含む。)に対する1%を超える部分の2分の1の額
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条 第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス 及び法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス 社会福祉法人等が 利用者負担を軽減した総額のうち本来受領すべき利用者負担の総額(対象者

以外も含む。)に対する1%を超え10%以下の部分の2分の1の額と10%を超える部分の額の合計額

(助成金の申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、新潟県が定めると ころにより交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の申請があつた場合は、これを審査し適当と認めたときは、助成金の交付決定を行い、その旨を当該申請をした社会福祉法人等に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 助成金の交付を受けた社会福祉法人等は、新潟県が定めるところにより実績報告書を市長に提出しなければならない。

(帳簿の作成等)

第15条 助成金の交付を受けた社会福祉法人等は、事業に係る収入及び支出について帳簿を備え、証拠書類を整理するとともに、これらを事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
 - (平成21年4月1日から平成23年3月31日までの利用者負担軽減の特例)
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの期間における第9条に 定める社会福祉法人等が利用者負担を軽減する割合は、100分の28(老齢 福祉年金受給者は100分の53)とする。ただし、食費及び居住費(滞在 費)は除く。

別記第1号様式(第4条関係)

社会福祉法人等における利用者負担軽減申出書

年 月 日

(あて先)見附市長

所在地

申出法人 印

名 称

社会福祉法人等による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し出ます。

,	- I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	17 10 P 7 10 P 10 P 10 P 10 P 10 P 10 P	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		_ /		0.,0		
	名称								
申出	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 -	_)					
法人	電 話 番 号				軽減開	始時期	年	月	日
	代表者の職・氏名	職名		氏名					
	事業所番号	事業所の名称		所	在	地		実施 種	事業の 類
#4									
軽減									
実									
施予									
定									
事業									
所									
の状									
況									

別記第2号様式(第5条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

		`	111	4 1111111	×3 +-	- 01 0 1 17	13 17 7 / 1-	- · - I	- 1/2411	1.1/	~							
						個人看	番号											
フ	リガナ					保険	育者 番	号					1	5	2	1	1	6
被任	呆険者氏名					被保	険者番	号										
生	年 月 日	明・大	:•昭		年	月	月		,	性是	别				男・	· 女		
住	所	₹						di F	電話	番	号							
利。	用者負担																	
軽》	咸申請理由																	
		氏	名			生年月	月日		性	Ė	別	市	珂	村目	民税	課種	兑状	:況
世	世帯主								男	·	女			有	•	4	紙	
帯									男		女			有	•	4	Ж.	
構	世帯員								男	ļ.	女			有	•	4	Ж.	
成									男	ļ.	女			有	•	4	Ψ.	
(宛先) 見附市長																		
	上記のとおり	、社会福	祉法人	、等に	よる利	川用者負担	旦の軽減	対象	確認	忍0	り申詞	青を	し	ます	0			
		年	月	日														
		申請者	住	所														
			Æ	名				雷	話者	長岩	1.							

市記入欄

備考						
課 長 課長補佐	係 長 係					

様

見附市長

社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名						被保険者番号				
決定年月日			年	月	日					
決定事項										
1 適用年月日										
承認する		助期限 承認内容)								
2	理由	3								
承認しない										

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)											
交	付年	月日		年	月日						
	確	認番	号								
受	住			所							
給	フ	IJ	ガ	ナ							
者	氏			名							
	生	年	月	日							
介護	保険	被係	除者	番号							
適	用	年	月	日	から						
有	効		期	限	まで						
減	額		割	合	/100						
発 及	行	機び	関	名印	1 5 2 1 1 6 見附市 印						

注意事項
注意の介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提示してください。

「次の介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提示してください。

「大阪介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提示してください。

「大阪介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提示してください。

「大阪介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提示してください。

「大阪介護サービスを受けるときは、必ず事前に一次で、介護予防通所介護、定期巡回・随時対応型部所介護、海等予防温所介護、行護予防通所介護、定期巡回・随時対応型部間介護(有力等)が、表面に記載される減額割合により軽減を加速対応型・大大の大阪の中・ビスの指別の特別を表表して、大阪の中・ビスを利用した場合、利用者負担の額(対象となるサービスにおけるサービスを、大阪の中・ビスを利用した場合、利用者負担の額(対象となるサービスにおけるサービスを、大阪の中・ビスを利用した場合、利用者負担の額(対象となるサービスにおけるか・ビスを対し、施設入所者等に係る食費・居住費の軽減は、特定入所者介護(予サービス費が支給されている場合、限別ます。

「大阪介護・大阪のののでは、大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪の介護・大阪ののののでは、大阪の内が、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪のののでは、大阪のののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪のののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪ののでは、大阪

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)										
交	付年	月日		年	月 日					
	確	認番	:号							
受	住			所						
給者	フ 氏	y	ガ	ナ名						
	生	年		日						
			:険者	番号						
適	用	年	月	日	から					
有	効		期	限	まで					
減	額		割	合	居住費(滯在費)のみ 100/100					
発及	行	機び	関	名印	1 5 2 1 1 6 見附市 田					

一次の介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提示してください。

一次の介護サービス(介護福祉施設、地域密著型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の名サービスにおける居住費(滞在費)のみ)が、表面に記載される減額割合により軽減されます。

国生活保護受給者でなくなつたとき、被保険者の資格がなくなつたときは、遅滞なくこの証を見附市に返還してください。

「国証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内にこの証を添えて、見附市にその旨を届け出てください。 注 意 事 項